

## 第2章 災害に強い人づくり

### 第1節 自主防災組織の育成

大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、地域ごとに十分に即応できない事態が予想されるため、被害の防止または軽減を図るには地域住民の自らの防災活動が必要となる。

本市は、自治会及び事業所等に対し、自主防災組織の必要性について積極的かつ計画的な話し合い活動を推進し、十分な理解と協力を求め、それぞれの実情に応じた組織の育成に努める。

#### 1 市民の防災意識の向上と自主防災組織の形成若しくは強化

##### (1) 自主防災組織の形成促進

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら防災組織を形成するよう促進する。

##### (2) 組織

自治会等を活用し、防災担当者を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

##### (3) 市民と自主防災組織の災害対策活動の内容

市民の防災意識の向上と、自主防災組織の形成を通じて行う活動内容は、次のようなものが上げられる。

##### ア 平常時における災害予防対策

- (ア) 自分のまち意識の高揚
- (イ) まちは自分たちで守る意識の定着
- (ウ) 自らの防災意識・技術の取得
- (エ) 地域住民に対する防災意識・技術の普及活動
- (オ) 市の行う災害対策活動への参加・協力
- (カ) 地域住民の行う災害対策活動への参加・協力・指導
- (キ) 防災訓練の実施または参加
- (ク) 災害発生時の具体的な役割と活動指針の準備
  - 昼間など、地域に人手が不足している時に発災した場合の措置の検討とその周知
- (ケ) 地域内の避難行動要支援者の把握
- (コ) 地域内の災害危険箇所の調査・把握及び安全点検の実施
- (サ) 危険家屋等の調査、補強指導
- (シ) 防災組織相互間の連携
- (ス) 防災用資機材の整備・点検
- (セ) 防災に関する調査・研究
- (ソ) 防災組織の規約と防災計画の作成に関すること

- (ク) その他災害予防に関すること
- イ 災害時の活動
  - (ア) 災害に関する警戒活動
  - (イ) 出火防止、初期消火活動
  - (ウ) 浸水排除
  - (エ) 地域内の災害情報危険箇所情報、被害情報の収集・伝達の協力
  - (オ) 負傷者の救出、応急手当、搬送
  - (カ) 避難指示・勧告の場合の市民への伝達、避難後の確認等
  - (キ) 避難誘導、避難所の運営
  - (ク) 避難所に収容されていない被災者への救援活動
  - (ケ) 炊き出し、食料・生活必需品等の配送・配給及び給水等の実施
  - (コ) 救援物資の早期配分と分配
  - (ク) その他災害応急対策活動に関すること

## 2 自主防災組織の設置及び育成

### (1) 設置育成の基本原則

自主防災組織の設置育成は、あくまでも地域住民が連帯協同して災害を未然に防止し、または被害を軽減するために地域の実状に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則として地域住民の理解と協力により、効率的に推進していくものとする。

市はこれを育成するため、関係機関と協力して、防災組織の研修・訓練を援助し、災害時の活動拠点の整備を図る。

### (2) 推進の方法

#### ア 設置の促進

自主防災組織の設置を促進するため、広報資料の作成、防火指導、防災訓練等の防災行事及び講習会等を実施し、推進を図る。

#### イ 育成

自主防災組織の育成指導を効果的に行うため、市及び泉州南消防組合は講習会等を実施し、リーダー及び組織員の育成に努める。また、消防職員・消防団員の経験者等、災害対策活動経験のある者をリーダーとして育成する。

#### ウ 組織及び資機材等の整備

自主防災組織による初期消火活動、救出活動を迅速かつ効果的に行うため、自主防災組織育成補助金をはじめ、組織及び資機材の整備を応援する。

また、災害時のための活動拠点の整備を図る。

## 3 その他企業等の自主防災組織の組織力強化

危険物施設等における予防規定の作成及び自衛消防隊の活動に必要な助言、指導を行い、防災組織の充実を図る。

また、危険物等は、爆発性、可燃性等の特性を持ち、特殊でかつ大規模な災害に発展す

る可能性があるため、関係業者相互の防災体制の確立を図り、その育成強化を進める。

## 第2節 地区防災計画の作成支援

災害対策基本法に基づき、地区居住者や事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成することが可能となった。（平成26年4月1日施行）

そのため、地区防災計画の作成支援を行いつつ、地区主体の自立的な防災活動の推進や地区防災力の向上を図る。

### 1 地区防災計画の作成

- (1) 市は、自主防災活動が活発な地区や、防災に関する意識が高い地区については積極的に地区防災計画の作成支援を働きかける。
- (2) 防災に対する意識が低い地区、今後、災害発生が見込まれるような地区においても地区防災計画の必要性について周知を図りながら、作成に向けた機運の向上を図る。
- (3) 既に地域主体の防災計画等が作成されており、一定の熟度に達しているようなものについては、防災会議に対する計画提案制度を活用し、地域防災計画のなかに位置づけることも検討する。

## 第3節 防災知識の普及と防災調査の推進

### 第1 防災知識の普及

防災活動を円滑に実施するため、市職員に対し防災教育を行うとともに相互に密接な連携を保ち単独または防災関係機関等と協力して、市民に防災知識を普及し、常に防災意識の向上を図る。

#### 1 震災に対する知識の普及

震災による被害を最小限にとどめるため、平素から地域住民、特殊建築物の防災責任者、職域、学校等を対象として、それぞれに適した効果的な方法により、震災に対する有効な知識の普及活動を行う。

##### (1) 広報内容

- ア 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波防災に関する一般的知識
- ウ 地震発生時の心得
- エ 火災発生防止及び初期消火の心得
- オ 初期救助、救護、心肺蘇生法、応急手当の方法
- カ 避難の方法及び場所、誘導の方法等避難時における心得
- キ 非常食料、身回り品等の準備（自助としての災害備蓄の推進）
- ク 道路交通の規制
- ケ 正確な情報入手の方法
- コ 地震発生時における自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- サ 避難生活に関する知識
- シ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性

##### (2) 普及方法

広報誌、パンフレット等により行うほか、関係者の研修会等の実施を考慮する。また、学校教育、社会教育を通じてその知識の普及を図る。

#### 2 防災知識の普及

##### (1) 市民に対する防災知識の普及

###### ア 実施方法

防災知識の普及は、おおむね次の手段等により実施する。

- (ア) 「広報はんなん」、回覧文書の配布
- (イ) チラシ、ポスター等印刷物の配布
- (ウ) 阪南市のウェブサイトの利用
- (エ) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の利用
- (オ) 講習会、研修会・映画会等の開催

- (カ) 防災行政無線固定系放送の利用
- (キ) 広報車等による巡回
- (ク) 学校教育による指導

イ 普及すべき内容

- (ア) 阪南市地域防災計画の概要

「阪南市地域防災計画」の要旨を、「広報はんなん」により市民に広報する。

- (イ) 災害予防の知識

飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資については、7日間程度備蓄することが望ましい。また、市民に対して、災害防止のために事前に普及を要する次のような防災知識の広報に努める。

- a 火災予防
- b 災害用非常食品
- c 停電時の照明
- d 屋根や雨戸等の家屋の補強方法
- e 排水溝等の整備方法等
- f 地震及び地震予知に関する基礎知識
- g 過去の地震と被害事例
- h 津波発生の可能性
- i 地震による火災・土砂災害・水害等の知識
- j 地震災害予防の知識
  - (a) 建物の補強
  - (b) ブロック塀の倒壊防止
  - (c) 転倒・落下危険物の防止措置
- k 地震発生時の心得
  - (a) 場所別・状況別の心得
  - (b) 出火防止及び初期消火の実施
  - (c) 避難する場合の携帯品
  - (d) 避難予定場所と経路
  - (e) 隣近所の助け合い
- l 正しい情報の受理と伝達
  - (a) パニック防止
  - (b) 流言・飛語の抑制

- (ウ) 災害時の心得

市民が、災害の発生または発生する恐れがある際に、承知しておくべき次の事項の広報に努める。

- a 気象予警報の種類と対策
- b 避難する場合の携帯品
- c 避難予定場所と経路

d その他被災世帯が心得ておくべき事項

(エ) 災害危険箇所

防災マップ及び防災ハンドブックの作成等を通じて、次のような災害の恐れがある危険箇所の周知広報に努める。

- a 水防区域（津波浸水予測図含む。）
- b 土砂災害（特別）警戒区域
- c その他調査等により危険性のある箇所

(オ) 地震災害の知識

ウ 実施期間

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期または全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施する。

災害予防運動の時期

災害予防の種類	災害予防運動	期 間
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月・9月
風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月 5月1日～31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6月 6月1日～7日
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週(毎年)
火災予防に関する事項	文化財防火デー 春期火災予防運動 山火事予防運動 秋期火災予防運動	1月26日 3月1日～7日 3月1日～7日 11月9日～15日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティアの日 防災とボランティア週間 防災週間 防災の日 救急の日 119番の日	1月17日 1月15日～1月21日 8月30日～9月5日 9月1日 9月9日 11月9日

(2) 園児・児童・生徒に対する防災知識の普及

園児・児童・生徒の発達段階や学校等の実態に即して、防災教育を進める。保育所等についても、前述の考え方に準じるものとする。

ア 教育の内容

- (ア) 初期消火方法
- (イ) 避難方法(場所、時期)
- (ウ) 人工呼吸等の応急措置方法

(エ) その他の必要事項

イ 小中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

(ア) 過去の地震及び津波災害の実態

(イ) 津波の発生条件、高潮、高波との違い

(ウ) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方

(エ) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

### (3) 社会教育における防災教育

社会教育（出前講座など）において、防災教育を進める。

ア 教育の内容

(ア) 初期消火方法

(イ) 避難方法(場所、時期)

(ウ) 人工呼吸等の応急措置方法

(エ) その他の必要事項

### (4) 避難行動要支援者に対する啓発

社会福祉施設等において、災害に関する理解を深めていくため、防災知識の普及に努める。

ア 社会福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。

イ 市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。

ウ 防災知識をまとめた啓発用の点字パンフレットやカセットテープ、ビデオの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、避難行動要支援者向けに配慮した資料の作成、配布等を検討する。

### (5) 事業所に対する防災知識の普及

ア 防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施する。

イ 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

### (6) 防火管理者・危険物取扱者に対する特別講習

防災知識の普及によって、被害を最小限度に止めうる場合が多く、特に火災は防火知識の欠如によって起こる場合が多いので、防火管理者には火災予防を重点とした講習会を、危険物取扱者には危険物の保安基準に関する高度な知識と技術を養成するための特別講習を行う。

### (7) 防災週間等の周知徹底

防災週間（毎年、9月1日を含む8月30日～9月5日）などには、防災知識の普及強化のため、次のような防災行事を実施する。

ア ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布

イ 標語、作文、図画等の募集

## 3 職員に対する防災教育

災害対策の成否は、関係機関職員の防災知識及び心構えが重要な要素となっているので、



「阪南市地域防災計画」及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担の自覚、更には防災知識とその技術を得る等を目的としてあらゆる機会を利用して講習会・研修会・実施訓練等を実施し、その徹底を図る。

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ巨大地震に関連し、発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

#### 4 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、南海トラフ巨大地震防災対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、市域の住居者等が具体的な地震対策を講じる上で必要とする知識等を得るための体制の整備についても留意するものとする。

## 第2 防災調査の推進

災害の予防対策をはじめ応急対策、復旧対策等の防災対策をより実践的かつ効果的なものとするために、市域に関する災害危険性を調査把握するとともに、広く災害及び防災に関する情報を収集するなど、防災調査・研究の推進を図る。

### 1 市域の災害危険箇所調査

市は、防災関係機関、地域住民その他の協力を得て、災害危険箇所の調査を行い、それぞれ予想される諸問題の対策を検討し、災害時に対処できるようにする。

#### (1) 事前調査

市は、防災関係機関等に資料を提供するとともに、危険箇所調書の提出を求めて集約検討し、危険箇所の把握をする。

#### (2) 防災パトロール

市担当部課は、事前調査により集約検討した危険箇所の防災パトロールを行い、その実態を把握する。

#### (3) 被害想定規模の調査

風水害・地震等の被害要因を検討し、被害を想定して、これらに対する予防応急及び復旧の諸対策を検討する。

#### (4) 調査結果

(1)～(3)の調査結果を整備して関係者に周知徹底を図るとともに、相互に協力して災害の予防と被害の軽減に努める。

#### (5) 対策会議

市は、実態を把握した後、危険箇所の予防・応急・恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定するとともに、地域住民・関係機関に周知する。

#### (6) 事前措置の対象となる設備または物件

防災パトロール等により、災害が発生した場合に事前措置の対象になると予想されるものについては、その占有者・所有者または管理者に対し、その旨を予告するなどにより事前に指導を行う。

### 2 その他の防災調査・研究

#### (1) 防災関係機関との情報交換

国、都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における地域防災計画にかかわる情報については連絡を密にし、防災計画や関係する調査研究の情報交換をするよう努める。

#### (2) 防災に関する刊行物の収集整理

防災に関する学術及び一般刊行物の収集整理に努める。

#### (3) 防災関係資料の収集保存

本市における災害状況等の防災関係資料は、今後の参考データとして、整理・保存に努める。

### (4) 調査研究等

- ア 本市の防災上問題となる事項については、今後とも調査技術の進展を踏まえつつ、詳細アセスメント等の専門的な調査研究を実施するよう努める。
- イ 地域の変貌を考慮し、防災カルテや防災マップ等の防災基礎資料の充実を図り、5～10年間ごとに見直しを行う。
- ウ 技術進歩のめざましい情報通信分野の新技术を、防災行政への積極的な活用を図る。

## 第4節 要配慮者体制の整備

市及び関係機関は、災害時における要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等）の安全保護のため、施設及び地域社会の協力のもとに、要配慮者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等の施策に努める。（「要配慮者」は「要援護者」ともいう。）

### 1 社会福祉施設等における対策

#### (1) 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、家族への緊急連絡、利用者の避難、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定する。

#### (2) 防災教育及び防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように日頃から利用者に対して必要な防災教育を実施する。併せて、施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。この場合には、必要に応じて家族、ボランティア、近隣住民等の協力を得る。

#### (3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や附属危険物を常時点検する。

#### (4) 地域社会との連携

社会福祉施設の利用者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。常に、施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりをする。

#### (5) 緊急連絡先の整備

緊急発生時には家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

### 2 在宅で配慮が必要な者への対策

要配慮者のうち速やかな避難の確保を図るため特に支援を要する方「避難行動要支援者」については、円滑な避難支援等を実施するために、避難行動要支援者名簿の作成を行う。

（「避難行動要支援者」は「災害時要援護者」ともいう。）

#### (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ①高齢者：要支援・要介護の認定を受けている方、一人暮らしや高齢者のみ世帯の方
- ②身体障がい者（児）：身体障がい者手帳1、2級の交付を受けている方
- ③知的障がい者（児）：療育手帳Aの交付を受けている方
- ④精神障がい者（児）：精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ⑤難病患者：特定疾患医療受給者証の交付を受けている方など
- ⑥妊産婦・乳幼児：母子健康手帳の交付を受けている方など
- ⑦その他：①～⑥以外で支援を必要とする方

(2) 名簿作成に必要な個人情報

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所または居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥安否確認等を必要とする事由

(3) 避難支援等関係者等

自治会、自主防災組織、社会福祉協議会（校区福祉委員会）、民生委員児童委員協議会、いきいきネット相談支援センター 等

(4) 名簿作成に関する情報入手方法

関係各課で把握している高齢者や要介護者、障がい者等の情報を集約するよう務める。  
難病患者等に係る情報など、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、大阪府知事その他の者に対して依頼し、必要な情報の取得に務める。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

市は、名簿の適正な情報管理に努めるとともに、名簿の提供に際しては、市と各情報提供団体との間で名簿等取扱いに係る協定書（阪南市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書（資料編 52 頁参照））の締結を行う。

(6) 名簿更新

1年に1回程度更新する。

(7) 避難のための警報の伝達等

市は、要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう、通知または警告する場合に、多様な伝達手段の確保などに努める。

(8) 避難支援者等関係者の安全確保

災害時における支援については、善意による地域活動として可能な範囲で行うものであり、市は避難支援等関係者が自らの安全確保に努めることが第一義であることを周知する。

3 福祉避難所の整備

災害時において、避難行動要支援者の二次的な避難施設を確保するため、社会福祉施設管理者の協力を得て、社会福祉施設を福祉避難所とする。可能なものはあらかじめ調整して福祉避難所として指定する。（資料編 20 頁参照）

4 災害時の相談窓口の整備等

- (1) 災害時において、避難行動要支援者及びその家族のために相談窓口を設けて避難行動要支援者を支援するものとし、そのために必要な要員は、あらかじめ確保しておくものとする。

- (2) 相談窓口は、避難行動要支援者の受入体制が整備された避難所、福祉避難所その他必要と認める場所に置くものとする。

## 第5節 ボランティア育成の推進

市及び関係機関は、北海道南西地震（1993）・阪神淡路大震災（1995）・東日本大震災（2011）等を契機に、より顕著にその重要性が認識された災害時におけるボランティア等が、今後もその力を十分に発揮し連携をとりつつ効果的な活動ができるよう、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、活動環境の整備を図るなど防災ボランティアの育成を推進する。

### 1 ボランティアの育成

ボランティアの防災に対する育成を行うため、次の事項を実施する。

- (1) ボランティア活動は、主に福祉的な活動を中心に行われていることが多いので、災害時においても、災害により発生した福祉的サービスを必要とする多数の被災者のニーズに応じて、多方面に及ぶ緊急の支援活動を行えるよう、協力を依頼し育成を図る。
- (2) 市は、日本赤十字社及び社会福祉協議会と連携し、ボランティアスクールを開催するなど防災ボランティアの育成を図る。
- (3) 市は、社会福祉協議会と連携し、防災ボランティア等について広報誌等を通じて広報する。

## 第6節 帰宅困難者支援対策

### 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

地震等の災害により交通機能が麻痺した際、速やかに帰宅できない帰宅困難者に対しては「むやみに移動を開始しない」という基本原則に基づき以下の事項について周知徹底を行い、一斉帰宅の抑制を図る。

- ア むやみに移動を開始することは避ける。
- イ 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- ウ 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- エ 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認
- オ これらを確認するための訓練の実施

### 2 徒歩帰宅者への支援

#### (1) 給油取扱所における帰宅困難者への支援

大阪府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者に対し以下のような支援を行う。

- ア 一時休憩所として水道水、トイレ等の提供
- イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

#### (2) コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合、関西広域連合と協定を締結し、支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者に対し以下のような支援を行う。

- ア 一時休憩所として水道水、トイレ等の提供
- イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

#### (3) 帰宅困難者への情報通信体制の整備

市は、帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備や情報提供ツールの周知等を行う。

- ア 優先途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築
- イ 災害用伝言ダイヤル（171）の普及啓発やラジオやテレビ等のメディアの活用促進

### 3 一時滞留施設の確保と周知

駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞留施設の指定を検討する。民間施設については、施設所有者と協議を行い、事前に一時滞留施設としての指定に関する協定の締結等に努める。



## 第3章 災害への適切な対応

### 第1節 総合的防災体制の整備

#### 第1 防災事前対策体制の整備

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するため、平素から防災に関する組織及び活動体制の整備に努め、相互に連携して災害予防効果を高める。

##### 1 組織の整備と事務分掌

災害応急対策活動を効率的に運用するため、市の組織、平常業務との関係を十分考慮し、災害対策本部の組織及び事務分掌について毎年検討を加え、修正の必要がある場合は改訂を行う。

##### 2 組織（各班）行動計画の具体化の推進

各所属において、各所属の防災対策に関する所掌事務に係わる具体的計画を予め立案し、関係所属や機関との調整を図る。

##### 3 専門委員会等の設置

「阪南市防災会議」の専門委員の配置や部会の設置、関係者からの意見聴取など、災害予防対策の検討会議の開催を積極的に行い、平常時からの取組みを行う。

特に、次の事項についての検討を進めていく。

- (1) 職員動員配備計画
- (2) 応援要請計画
- (3) 通信計画
- (4) 広報計画
- (5) 避難・収容計画（要配慮者対策を含む。）
- (6) 医療・救護計画
- (7) 輸送確保計画
- (8) 災害時における物品等の調達計画
- (9) ライフラインの確保に関する計画と連絡会議の定期的な開催
- (10) その他、災害対策上の有効な手段の確保

## 第2 防災中枢組織体制の整備

市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図る。

### 1 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部は、災害予防、災害応急対策を実施するために設置する。

#### 【地震・津波災害】

- ア 本市域で震度4の地震が発生、または隣接市町域で震度4の地震が発生し、かつ本市域で震度3以上の地震が発生したとき
- イ 津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表されたとき
- ウ その他必要により市長または災害警戒本部長（市長公室長）が必要と認めたとき

#### 【風水害】

- ア 災害発生のおそれがある気象予警報が発表されるなど、通信情報活動の必要があるとき
  - イ 局地的に軽微な災害が発生したとき
  - ウ その他必要により市長または災害警戒本部長（市長公室長）が必要と認めたとき
- (2) 災害警戒本部における配備体制は、原則として市長公室長、参与、事業部長、人事課長、人事課長代理、危機管理課長、危機管理課職員により編成し、市長公室長が指揮・統括する。本部長は市長公室長とし、副本部長は事業部長とする。市長公室長が不在または何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、事業部長が代行する。

### 2 災害対策本部

(1) 災害対策本部は、災害予防、災害応急対策を実施するため設置する。

#### 【地震・津波災害】

- ア 地震・津波等により小規模の被害が発生したとき
- イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき
- ウ 市域（隣接市町域）で震度5弱以上の地震が発生したとき
- エ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- オ その他本部長が必要と認めたとき

#### 【風水害】

- ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等推測が困難なとき、若しくは、小規模の災害が発生したとき
- イ 相当規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき
- ウ 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがあるとき
- エ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき
- オ 特別警報が気象庁より発表されたとき

## (2) 体制

本部長 : 市長

副本部長 : 副市長、教育長

本部員 : 参与、市長公室長、総務部長、財務部長、市民部長、福祉部長、健康部長、事業部長、上下水道部長、会計管理者、議会事務局長、行政委員会事務局長、生涯学習部長、阪南消防署長、その他本部長が必要と認める者

## (3) 本部員会議

必要に応じ、本部長、副本部長、本部員により本部員会議を開催する。

## (4) 災害対策本部の機能確保

大規模災害時に、災害対策本部としての機能の喪失や低下が懸念されることから、以下の対策を講じることで、災害対応を行うための拠点機能を確保する。

- ・庁舎の立地場所、耐震性、通信基盤の点検、整備の推進を図る。
- ・電源、機材の確保体制の点検、整備を図る。

## 3 現地災害対策本部

局地的に相当規模の被害が生じた場合等において、災害応急対策を局地的、重点的に実施するために現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長及び本部員は、本部長に指名された者があたり、現地での災害応急対策活動を行う。

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として現地災害対策本部を設置する。

## ア 設置基準

- (ア) 災害応急対策を局地的または重点的に推進する必要があるとき
- (イ) その他災害対策本部長が必要と認めたとき

## イ 廃止基準

災害対策本部長が認めたとき

## ウ 所掌事務

- (ア) 被害状況等の把握に関すること
- (イ) 現地における関係機関との連絡に関すること
- (ウ) その他必要な事項

## 4 動員配備

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害応急対策等を有効適切に実施するため、災害時における職員の配備等に関し、次のとおり定める。

## (1) 配備体制と配備基準

災害に対処するために、災害の状況により、災害警戒本部設置時には警戒配備を、災害対策本部設置時には、班長、管理職配備及びA～C号配備をとる。

なお、本部長は災害その他の状況により必要があるときは、特定の部に対してのみ、警

戒のための配備体制の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる配備体制の指令を発することができる。

また、関係各部局の長は、速やかに初動体制がとれるようあらかじめ従事すべき職員の連絡体制を整えておく。

(2) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生し、または発生する恐れがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長と連絡の上、または自らの判断で速やかに勤務場所等に参集しなければならない。

また、本市域で震度4の地震が発生、または隣接市町域で震度4の地震が発生し、かつ、本市域で震度3以上の地震が発生したとき、及び、津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表された場合、あらかじめ指名されている職員は、それぞれ指定された場所に自主参集しなければならない。

市域（隣接市町域）で震度5弱以上の地震が発生したとき、または特別警報が気象庁より発表されたときは、全職員（あらかじめ指定された場所への参集職員以外）は、自主的に速やかに災害対策本部に参集しなければならない。

(3) 配備区分

配備区分・配備基準

【風水害】

配備区分	配備時期	配備内容	動員人員
災害警戒配備	①災害発生の恐れがある気象予警報が発表されるなど、通信情報活動の必要があるとき ②局地的に軽微な災害が発生したとき ③その他必要により、市長あるいは災害警戒本部長（市長公室長）が必要と認めたとき	通信情報活動を実施するための必要最小限度の体制	人事課 危機管理課 事業部 により編成
災害対策本部体制	班長配備	①災害対策本部を設置するとき	災害対策本部員の補佐 庶務担当課長
	管理職配備	①災害発生の恐れがあり、避難所を開設する必要があるとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	水害その他の災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制 管理職
	A号配備	①災害発生の恐れがあるが、時間、規模等推測困難なとき若しくは、小規模の災害が発生したとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	水害その他の災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制 人事課 危機管理課 事業部 及び配備区分による25名程度

第 2 編 災害予防対策

	B号 配備	①相当規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき ②その他必要により、本部長が当該配備を指令するとき	相当規模の災害応急対策を実施する体制	人事課 危機管理課 事業部 及び配備区分による50名程度
	C号 配備	①大規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき ③特別警報が気象庁より発表されたとき	市が全力をあげて防災活動を実施する体制	全職員 (再任用職員含む)

【地震・津波災害】

配備区分	配備時期	配備内容	動員人員	
災害警戒 配備	①本市域で震度4の地震が発生、または、近接市町域で震度4の地震が発生し、かつ、本市域で震度3以上の地震が発生したとき ②津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表されたとき ③その他必要により市長あるいは災害警戒本部長（市長公室長）が必要と認めたとき	通信情報活動を実施するための必要最小限度の体制	人事課 危機管理課 事業部 により編成	
災害対策本部 体制	班長 配備	①災害対策本部を設置するとき	災害対策本部員の補佐	庶務担当課長
	管理職 配備	①災害発生の恐れがあり、避難所を開設する必要があるとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制	管理職
	A・B号 配備	①地震・津波等により小規模の被害が発生したとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	災害応急対策活動を実施する体制	人事課 危機管理課 事業部 及びA・B号 により編成
	C号 配備	①市域（隣接市町域）で震度5弱以上の地震が発生したとき ②災害救助法の適用を要する災害が発生したとき ③その他本部長が必要と認めたとき	市が全力をあげて災害応急対策活動を実施する体制	全職員 (再任用職員含む)

(4) 配備指令

配備体制の指令は、次の要領で行う。

ア 災害対策本部設置前の指令

災害対策本部設置前の警戒配備体制は、指定された予警報により、自動的に配備する。

イ 災害対策本部設置後の指令

災害対策本部設置後の班長、管理職配備及びA～C号配備体制は、本部会議を経て本部長が指令する。

(5) 配備体制時の動員人員

各部の動員数は、資料編 15 頁参照

なお、機構改革等により、組織が変更した場合には、その都度見直しを行う。

(6) その他

災害対策本部の設置が長期にわたる場合、適切な判断に基づく災害対応が行うことができるよう、本部員等の体調管理には十分に留意するものとする。

### 第3 防災資機材等の整備

市及び関係機関は、応急対策の実施に必要な資機材等について、整備充実するとともに、随時点検を行い保管に万全を期す。

また、その調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるように点検整備を実施する。

#### 1 資機材の点検・補充および技術者等の把握

各保管責任者は、防災用に備蓄した資機材を定期的に点検し、使用に際しその機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については逐次補充を行うとともに、資機材の使用に係る技術者等の確保、体制の整備に努める。

#### 2 防災用資機材庫等の設置

応急対策の円滑化のため、応急用の食料等とともに、避難救助用資機材等の整備を図る。

- (1) 市内における防災用資機材庫の設置
- (2) 庁舎付近における緊急資材置場の確保
- (3) 避難施設における医薬品・救護用機器等の整備

#### 3 資機材の確保及び調達

防災用資機材等については、適切な品目を確保するとともに、緊急時における調達方法についても検討する。

#### 4 防災資機材の点検整備

##### (1) 防災資機材の点検整備

###### ア 整備項目

- (ア) 水防、消防等の資機材
- (イ) 特殊車両
- (ウ) 建設用資機材
- (エ) 医薬品、薬剤等の医療品
- (オ) その他災害用装備資機材（広報車・空気呼吸器等）

- イ 保有（備蓄）資機材の点検
  - (ア) 不良箇所の有無
  - (イ) 機能試験の実施
  - (ウ) 種類、規格と数量の確認
  - (エ) 薬剤等の効能の確認
  - (オ) その他

資機材等の点検結果は、常に記録しておくとともに破損等が発見されたときは、補充、修理を行う。

## 5 災害用緊急物資食料等の整備

### (1) 給水体制の整備

災害時において、被災者に飲料水の供給が確保できるよう、貯水槽の設置、応急給水用資機材の整備を行うとともに、あらかじめ給水計画を策定しておく。

### (2) 食料などの備蓄体制の整備

災害時における食料等の供給計画の作成を行い、災害時に速やかに調達できるよう整備する。

### (3) その他の整備

市設置（指定管理者含む。）の飲料水自動販売機については、災害発生時の停電時においても無償で商品を提供できる機能を搭載した「災害対応型自動販売機」とすることを検討する。

## 第4 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、関係機関の連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図るため、関係機関の積極的参加と市民、自治会及びその他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施する。

### 1 総合訓練

市及び防災関係機関は、災害時における被害を最小限にとどめることを目的に、防災活動を迅速かつ確実に実施するため、相互の連携において訓練を実施する。

なお、実施にあたっては市民及び避難行動要支援者に参加を呼びかけるとともに、自治会や自主防災組織で自主的な訓練を行うよう要請する。

訓練は被害想定を明確にし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容にするとともに、事後評価を行い、防災体制の充実を図る。

#### (1) 参加機関

市、自治会、自主防災組織、小中学校、幼稚園、保育所（園）、社会教育施設、泉州南消防組合、消防団、泉南警察署、（社）泉佐野泉南医師会、（一社）泉南薬剤師会、防災関係機関、民間協力団体等

(2) 訓練内容

- ア 非常招集訓練
- イ 本部運営訓練
- ウ 情報伝達訓練
- エ 災害対策本部設置訓練
- オ 通信訓練
- カ 広報訓練
- キ 初期消火訓練
- ク 水防訓練
- ケ 避難誘導訓練（障がい者の避難誘導訓練含む。）
- コ 応急救護訓練
- サ 救出救護訓練
- シ 救助物資輸送配布訓練
- ス 応急給水訓練
- セ 炊出し訓練
- ソ 夜間訓練
- タ DIG 訓練
- チ HUG 訓練等

2 小中学校等の防災訓練

小中学校、高校において、訓練を行う。

- (1) 災害に際して、落ち着いて、素速く行動できるように、その意味、必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を修得させる。
- (2) 訓練を通じて、防災意識の向上を図る。
- (3) 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

3 社会福祉施設・病院等の防災訓練

収容者の人命保護のため、避難救助訓練を実施する。その際、消防機関はこれらの訓練に協力・指導する。

(1) 訓練内容

出火通報訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練等

4 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

- (1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) 上記の防災訓練は、年1回以上実施するものとする。



(3) 上記の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。

(4) 市は、大阪府、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア 要員参集訓練及び本部設置・運営訓練

イ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練

エ 樋門・門扉の閉鎖訓練

オ 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に大阪府及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第5 広域応援体制の整備

市域に大災害が発生し、市及び防災関係機関による災害応急対策活動では対応しきれない場合、他の市町村に応援要請を行い、円滑な災害対策活動を行う。

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、他市町村との相互応援協定の締結を今後も引き続き進める。

\*防災協定一覧は資料編 17~18 頁参照

## 第6 防災拠点の整備

本市は、大規模災害時において、適切な災害応急対策が実施できるよう、防災拠点を定める。

\*防災拠点は資料編 16 頁参照

## 第7 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣要請の手続の明確化など自衛隊との連携体制を整備する。

## 第8 災害広報体制の整備

### 1 災害時広報体制の確立

災害時広報の重要性を考慮し、広報の手段別に人員及び資機材の配置について検討していく。

### 2 広報文の検討

広報手段の特性を考慮し、災害の種別ごとに災害が予知または予想される場合、災害が発生した場合、応急対策活動が実施された場合などを想定して、あらかじめ、分かりやすい広報文を作成する。

### 3 大阪府、放送機関との連携

大規模災害時においては、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビによる放送が重要な役割を果たす。

そこで、本市からの放送を行う場合、大阪府の調整を経て実施することとし、あらかじめ放送の内容、方法等を詳細に決めることが望ましい。したがって、大阪府、放送機関の協力のもとに災害時広報について、検討していく。

## 第9 データの保全

本市の行政機能が一部停止することによる市民生活等への支障を最小限にとどめるため、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管するとともに、データ及びコンピューターシステムのバックアップ対策を講じるように努める。

第10 緊急時における組織の運営体制の整備

大規模災害時は、市の各種施設も甚大な被害を受け、職員等も被災者となっていることが懸念される。そのような状況下においても、出来る限り継続的な復旧活動を進めることは必要であるため、市においては業務継続計画（BCP）の作成に努め、大規模災害時における業務継続の体制整備を図る。

非常時の優先業務の概要

目標復旧時間（発災後）	該当する業務（考え方）
3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初動体制の確立</li> <li>・ 被災状況の把握</li> <li>・ 消火、救助、救出の開始</li> <li>・ 広域応援要請</li> </ul>
24 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急活動（救助、救急以外）の開始</li> <li>・ 避難生活支援の開始</li> <li>・ 重要な業務システムの再開</li> <li>・ 重要な行事（選挙など）の延期調整業務</li> </ul>
3 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者への支援の開始</li> <li>・ 復旧、復興に係る初動体制の確立</li> <li>・ ごみ処理施設の再開</li> </ul>
5 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者への支援</li> <li>・ 災害復旧計画の見直し</li> <li>・ 公有財産管理</li> </ul>
1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者への支援</li> <li>・ 被災者支援の前提となる業務の開始</li> <li>・ 窓口行政機能の回復</li> <li>・ 許認可業務、教育再開に係る業務</li> </ul>
2 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧、復興に係る業務の本格化</li> <li>・ 被災者への支援</li> </ul>
1 か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧、復興に係る業務</li> <li>・ その他の行政機能の回復</li> </ul>

## 第2節 災害通信施設及び情報収集伝達体制等の整備

市及び防災関係機関は、気象予報等の伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等、災害応急対策活動の動脈となる有線通信施設及び無線通信施設について、その運用の効率化、施設の整備拡充及び機器の改善を図るとともに、非常事態に備えて多重化に努める。また、保守管理と運営体制を徹底し、非常通信ネットワークが有効に機能するように万全を期し、災害情報の収集・伝達体制を確立する。

### ● 施設・設備の現況

防災行政無線（固定系）については、親局を市役所本庁舎に置き、屋外受信機を配備している。その他、以下の設備の利用が可能である。

- (1) 防災行政無線（移動系）
- (2) 大阪府防災行政無線
- (3) 大阪府防災情報システム
- (4) 西日本電信電話㈱の災害時優先電話
- (5) 避難所への特設公衆電話

### ● 通信体制の現況

#### (1) 無線従事者

市職員のうち38名（平成26年10月末日現在）の無線従事者を確保している。

## 1 防災行政無線等の整備拡充

### (1) 機器の拡充

市は、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、保有の無線機器の整備拡充に努める。

#### ア 防災行政無線

- (ア) 固定系
- (イ) 移動系

### (2) 機器の保全

災害時の使用に支障がないよう、各種無線機の点検を行い、機能を十分に発揮できるように努める。

### (3) 要員の確保

無線従事予備員（免許保有者）の確保を図る。

## 2 有線通信設備の整備

- (1) 関係機関は、情報連絡に用いる電話について、災害時の電話輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」を西日本電信電話㈱に申請し、指定し、位置付けを的確に行う。

- (2) 災害時に、携帯電話、ファクシミリ等の機器を効果的に利用できるよう、あらかじめ運用計画を定めておく。
- (3) 西日本電信電話㈱は、電気通信設備の防災管理に努め、災害時優先電話等が機能を発揮できるように運営体制を整備する。

### 3 防災相互通信用無線

関係機関は、防災情報の一元化に資するため、それぞれに通信施設の整備計画を作成し、整備するとともに、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、保有の無線機器の整備拡充に努める。

### 4 その他情報機器の整備

CATV、インターネット、衛星通信等を活用し、情報収集・連絡システムの整備を推進する。

### 5 大阪府防災情報システムの活用

市は、災害情報を直ちに把握するため、平常時から大阪府防災情報システムの活用を図る。

### 6 アマチュア無線等

アマチュア無線、業務用移動通信等の活用体制を整備し、災害時には協力を要請する。ただし、これらはボランティアという性格があるので配慮を要する。

### 7 通信機器運用体制の整備

- (1) 災害がいつ発生しても対応できるようにするため、夜間運用体制の確立を図る。
- (2) 関係職員は、無線局及び無線機の運用技術の向上に努める。
- (3) 情報収集に関する要員を定め、情報収集体制の整備を図るとともに、情報収集の機器、体制、情報分析の方法等について、必要に応じて専門家の意見を活用できるように努める。
- (4) 災害情報の受信、分析に関するセクションは、本部室近くを予定し、本部との連携を図る。
- (5) 通信輻輳時を想定し、情報・通信・伝達等非常通信を取り入れた実践的訓練を行い、緊急の場合に備える。

### 8 通信設備の保守・整備等

- (1) 各種通信設備については、定期的に点検整備を行い、その保全に努める。
- (2) 通信設備保管室は、コンピュータ室とともに耐火・耐震構造とする。

## 9 情報収集伝達体制

- (1) 市及び関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努める。
- (2) 市は、災害時に大阪府への情報収集、伝達が困難な場合、別に定めた非常通信経路計画(3-71)により、行うものとする。
- (3) 災害発生に備えて、災害情報等の収集伝達計画は、危機管理課が行うものとするが、勤務時間外において災害が発生した場合には、防災担当職員が参集するまでの間は、泉州南消防組合及び阪南市役所(守衛)が情報収集伝達体制をとるものとする。

市の情報収集・伝達窓口

時間帯	窓口	NTT回線	大阪府防災行政無線
執務時間内	危機管理課	072-471-5678	532-8900
夜間／休日	泉州南消防組合 (阪南消防署)	072-473-0119	448-8900 (泉州南広域消防本部)
	阪南市役所(守衛)	072-471-5678	532-2399

## 10 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

- (1) 住民の安否確認、情報提供の体制整備などに努める。
- (2) 全国避難者情報システム(総務省)※の周知、活用を図る。

※東日本大震災等により、多くの住民が全国各地に避難されており、住所地(避難される前のお住まい)の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が課題となっている。そこで、避難された方から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意に提供いただき、その情報を避難前にお住まいの県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難前にお住まいの県や市町村が避難者への情報提供等を行う「全国避難者情報システム」が構築されることとなった。

## 第3節 火災予防対策の推進

### 第1 一般火災対策

本市の市街地は、尾崎駅周辺等では木造密集住宅・狭隘道路が多く、延焼の恐れがある。こうした状況に対応するため、消防施設の充実など、消防体制整備に努めている。

火災の発生を予防し、または火災による被害の拡大防止を図るため、消防施設の強化、拡充、防火対象物に対する予防措置の対策を推進する。

地震発生時には、密集市街地等において火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に進展する可能性があるため、日頃から火気その他の出火危険のある物の取扱いについて管理状況等を整備し、火災予防の徹底を図る。

#### 1 消防施設の強化

- (1) 泉州南消防組合は、消防力の整備指針に基づき、必要消防力を算定し、これを基に実情に応じた消防車両等の資機材及び人員を配置する。また、初動及び活動体制を確立するため、消防庁舎の耐震化や無線施設等の整備を図る。

施設等の配置は、地域の実情を十分考慮の上、年次計画をたて整備拡充を図る。

- (2) 地震時には、上水道管及び施設の破損等により、通常の消防水利が十分に活用できない事態が生じる可能性がある。したがって、消火栓及び防火水槽などの消防水利の耐震化を推進するとともに、河川、ため池などの状況を把握し、自然水利の確保を図り、プール等の利用をさらに推進する。
- (3) 消防水利の不足等により消火活動に支障をきたす恐れのある地域に対しては、消火栓の増強、可搬式動力ポンプ等を整備し、消火体制の強化を図る。また、火災発生に即応できるよう常時使用可能な状態となるよう維持管理に努める。

#### 2 消防力の強化

- (1) 消防活動路の確保と消防活動困難地域の対策

地震時には、道路周辺の建物や塀などの倒壊、斜面の崩壊、道路被害、道路構造物被害などによって、通行支障が生じる恐れがある。

したがって、消防用車両の幹線道路の整備、狭い街路地区における拡幅、開渠の暗渠化、電柱の埋設化、角切りの確保などを進め、消防活動の支障となる事項の解消を図る。

特に、通常時とは異なる箇所でも通行支障が生じる恐れがあり、そのような地域の予測と対応についても、事前に検討しておく。

消防水利の不足または道路事情などにより、消防活動が困難な地域に対しては消防水利の増設及び可搬式動力ポンプなどの整備を推進し、地域の災害活動体制の強化を図る。

- (2) 消防団の体制整備

消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図る。

(3) 消防団の活性化

広報等により青年層に対して、消防団活動への積極的な参加の促進を行い、組織強化に努める。

3 警防計画の策定

消防機関が消防活動を行う上での基本資料となる総合的な警防計画を地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定する。

なお、警防計画については、泉州南消防組合が定める。(警防計画は、泉州南消防組合警防規定に即して定める。)

\*泉州南消防組合警防規程は資料編 53～59 頁参照

4 消防団員の教育訓練

消防団員の知識及び技能の向上を図るため、教育訓練の計画を策定し、教育訓練を実施する。

- (1) 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練）
- (2) 火災防御訓練（基本、招集出動、水利統制、人命救助、避難誘導・警戒、通信連絡訓練等）
- (3) 水防訓練
- (4) 救助救急訓練
- (5) 総合防災訓練

5 相互応援体制の確立

災害時における消防活動の万全を期すため、必要な協定を結び相互応援体制を確立する。

\*消防相互応援協定締結状況は資料編 19 頁参照

6 一般建築物の不燃化等

木造建築物及び不特定多数の者が集まる建築物等について、耐火構造または準耐火構造にするなど建築物の不燃化及び耐火化の指導を行う。

また、市街地の防災拠点の開発と建築物の不燃化を進めて延焼の防止を図るとともに、市民の避難地となる防災拠点については、公園や運動場として整備することとする。

さらに、地震発生時における避難経路等の確保を必要とする地域については、重点的に道路網の整備を推進する。

7 火災予防査察の強化

消防法に基づき、火災の発生を未然に防止するため、予防査察を消防対象物の用途、規模、地域に応じ計画的に実施し、対象物の状況を的確に把握するとともに、危険な対象物に対する消防用設備の改修等の指導を行い万全を期す。



## 8 防火管理者に対する指導

消防法により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

## 9 防火思想の普及

- (1) 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等についての指導を行う。
- (2) 震災時に多発することが予想される出火危険を排除するため、耐震安全装置付器具の普及を図る。
- (3) 防火管理者、危険物取扱者、消防設備士または自治会、自主防災組織、婦人会等の各団体を対象とした講習、現地指導、消防相談等の指導を行う。
- (4) 地域住民の積極的な協力を得るため、常時の広報はもとより火災または水災の多発時期、あるいは火災予防運動期間などに広報活動を実施する。
- (5) 家庭内における火災予防の徹底を図るため、初期消火訓練や防火講習、防災訓練等への参加を通して、一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図る。
- (6) 保育園、幼稚園等において幼年消防クラブをつくり、防火の心得を理解させ、火遊びによる火災の撲滅を図るとともに、将来的な予防的成果を期待する。  
また、小中学生を対象とした少年消防クラブの結成、育成を推進する。

## 10 地震火災に対する出火予防対策の広報(一般家庭向け)

- (1) 燃焼器具の対策
  - (ア) 石油ストーブ：耐震自動遮断装置付き以外のは使用しない。
  - (イ) 液体燃料器具：不使用時は、燃料タンクの前バルブを閉止するとともに、タンクの転倒防止のため、固定措置を行う。
  - (ウ) LPガス：不使用時は、LPガス容器の容器バルブを閉止するとともに、鎖等により容器の転倒防止のため、固定措置を行う。
  - (エ) 都市ガス：不使用時には、元バルブを閉止する。
- (2) 出火危険物の保管対策  
以下の物品については、転落、転倒、漏洩を防止するため、保管場所等を考慮する。  
  
ガソリン、灯油、ベンジン、エアゾール、携帯ボンベ、アルコール、塗料溶剤、農薬類等

## 第2 林野火災対策

林野火災の原因は、たばこ、たき火等火気の取扱い不始末によるものが大部分を占めており、消防体制の強化とともに、入山者の火気使用に対する監視及び防火意識の高揚に努める。

### 1 監視体制の強化

林野火災発生の恐れのある場合は、巡視、監視を強化し、地域住民及び入山者等に対し、警戒を呼びかけるとともに、火気取り扱い上の指導を行うなど、必要な措置を講ずる。

#### (1) 火災警報の発令及び周知

気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地域住民及び入山者に対し、サイレン、広報車、防災行政無線等により周知を行う。

#### (2) 火気の使用の制限

気象条件等により、入山者等に火を使用しないよう指導する。

また、特に必要と認める場合は、泉州南消防組合火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙等を制限する。

#### (3) 火入れの安全管理の徹底

森林等において火入れを行おうとする者に対し、関係機関との連絡を密にして防火の徹底を図る。

### 2 消火施設等の整備

市及び関係機関は、防火水槽、自然水利利用施設、空中消火基地等の施設を整備するとともに、防御資機材の整備、消火薬剤の備蓄に努める。

### 3 消防体制の整備

市及び消防機関は、関係機関の協力を得て地域における総合的な消防体制を確立するよう努める。

また、森林組合等による自衛消防組織を整備するとともに、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制を確立する。

### 4 防火思想の普及

関係機関は、林野火災の発生期を重点に地域住民、入山者等に対し防火広報を積極的に実施する。

#### (1) 山火事防止月間の設定

#### (2) ポスター、看板等の設置

#### (3) 広報車等による注意喚起

## 第4節 避難収容体制の整備

市及び関係機関は、災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備を図る。

避難所及び避難地（以下、「避難所等」という。）は、災害の種類や状況の変化に応じて適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに、避難施設及び周辺環境の整備に努める。

\*避難所、一時避難地、広域避難地、避難路等は、資料編 20～22 頁参照

### 第1 避難地、避難路の選定

#### 1 避難地

##### (1) 避難地の指定及び基準

##### ア 一時避難地

(ア) 災害発生時において市民が一時的に避難できるように必要なオープンスペースとしての機能を果たすものとして指定し、整備する施設

(イ) 1ha 以上の中高等学校のグラウンド等を一時避難地とするが、この他、周辺の状況から安全と思われる場所として、小中学校のグラウンドを併せて一時避難地に含まれるものとする。

##### イ 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から、市民の安全を確保できる場所として指定する。

(ア) 想定される避難者一人当たりおおむね 1 m<sup>2</sup>以上の避難有効面積を確保できること

(イ) 延焼火災に対して有効な遮断ができる概ね 10ha 以上の空地

但し、10ha 未満の空地であっても、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から、避難者の安全が確保できると思われる場所を広域避難地に含まれるものとする。

##### ウ 指定緊急避難場所

災害対策基本法の改正をうけ、災害が発生、または発生する恐れがある場所にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設・場所等について順次、指定を検討する。

\*指定緊急避難場所は、資料編 21～22 頁参照

##### (ア) 津波避難ビルの指定等

津波が到達する恐れのある区域内において、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地形的条件等の理由により、津波からの避難が困難と想定される地域において津波避難ビルの指定を行うなど、一時的に避難可能な場所の確保に努める。

(津波避難ビル：津波が到達する恐れのある区域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避するための施設のことを指す。)

## 2 避難路

### (1) 避難路の指定・整備

#### ア 避難路の選定基準

広域避難地に通じる避難路を以下の基準で選定する。

- (ア) 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）または10m以上の緑道
- (イ) 落下物、倒壊物による危険など避難の障害の恐れが少ないこと
- (ウ) 水利の確保が比較的容易なこと

イ 避難路は、緊急交通路と重複しており、避難誘導や交通規制に十分配慮する。

### (2) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次の事項により避難路の安全確保を図る。

#### ア 火災に対する安全性の確保

- (ア) 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るため、有効な耐火建築物の整備を促進する。
- (イ) 必要な箇所に貯水槽等の消防水利等避難者の安全に必要な施設を整備する。

#### イ 周知

災害に備えて次の事項を市民に周知する。

- (ア) 避難路への駐車禁止
- (イ) 荷物等の路上放置自粛

#### ウ 交通規制

避難路は、警察の協力を得て平常時において次の規制等に努める。

- (ア) 駐車禁止の措置
- (イ) 取り締まりの強化

## 第2 避難地、避難路の安全性の向上

市は、防災関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を要配慮者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

## 第3 避難所の選定・整備

### 1 避難所

#### (1) 避難所

災害発生時において、避難所としての機能を果たすものとして、地域の住民センター、小中学校（体育館）等を中心に、あらかじめ避難所として指定する。

また、必要に応じて本部長の指示により、上記以外の施設を避難所として開設するものとする。

避難生活の長期化が見込まれる災害にも備え、一般的な避難施設では生活に支障をきたす要配慮者に配慮した福祉避難所の選定を行う。福祉避難所は、避難所への避難者のうち、健康・身体の状態等の必要に応じて移送する等、二次的な避難施設として位置づける。

## (2) 避難所の整備

避難所の整備は、単に避難所のための施設としての整備にとどまらず、地区の防災拠点と位置付けて各種の防災機能の強化を図り、地域の防災力を高めるとともに、避難者の円滑な収容とその安全確保等に資することが必要である。

また、災害時に要配慮者が利用しやすいことを意識した福祉的整備に努めることも必要である。

## (3) 避難所の管理運営

大阪府の避難所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所の避難運営マニュアルの作成を行うなど避難所の管理運営体制を整備する。

## 2 避難所の施設管理者等との協定締結及び事前協議

災害時に避難所として適切な対応ができるよう、施設管理者と平常時から十分な事前協議を行う。

- (1) 市が管理する施設以外の施設管理者等とは、所要の協定の締結に努める。
- (2) 現避難所以外の公共建築物で、避難所として使用可能な施設を調査し、緊急の場合に避難所として開設できるよう整備を図る。
- (3) 避難所として必要な維持管理の徹底を図る。
- (4) 勤務時間外の避難所の開設を速やかに行うため、施設管理者との連携体制の強化や鍵の適切な管理を図る。
- (5) 福祉避難所のさらなる確保に向け、市内各所の福祉系施設への理解・協力を働きかける。

## 3 災害危険箇所ごとの避難施設及び避難方法の検討

災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、必要に応じてこれを見直し、市報「広報はんなん」に掲載し、市民に周知徹底を図る。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 避難所等
- (3) 避難路

## 4 避難所等に関する広報

避難に関する情報について、市報「広報はんなん」に掲載するほか、避難所等の所在地等を記した防災マップ等の配布を行い、市民に周知徹底を図る。

## 第4 避難誘導體制の整備

- 1 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう校区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、自主防災組織、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
  - 2 大阪府が示す指針に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を推進し、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、円滑な避難誘導體制の整備を図る。
  - 3 学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設・病院等、多数の者が利用する施設の施設管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、日頃から市、泉州南消防組合、泉南警察署等関係機関と協議の上、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施する。
    - ① 避難実施責任者
    - ② 避難の時期（事前避難の実施等）
    - ③ 避難者の順位（施設利用者、一般職員、防災要員の順とする。）
    - ④ 避難誘導責任者・補助者
    - ⑤ 避難誘導の要領・措置
    - ⑥ 避難者の確認方法
    - ⑦ 家族等への引き渡し方法
    - ⑧ 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
    - ⑨ 通学路周辺の危険箇所の周知（ブロック塀等の危険性）
- 4 要配慮者等の避難対応の検討
- (1) 要配慮者、遠距離避難者等のために、避難応援の検討を行う。
  - (2) 避難行動要支援者のため、避難行動要支援者名簿の作成と併せた近隣住民またはボランティアとの交流等を促進し、発災時の避難介助の仕組みづくりに努める。
  - (3) 避難所等において、要配慮者のために次のような整備を行う。
    - ア 段差の解消、階段・手洗い等に手すりの設置、スロープの設置、身障者トイレ（福祉仕様）の設置、文字放送が可能なケーブルテレビの設置等
    - イ 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
    - ウ 施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。）
    - エ 身障者用便器、車椅子、ベッド等身障者用資機材について、緊急時に入手できるよう、業者等にあらかじめ申し入れを行う、若しくは協定を結ぶ。

- (4) 老人福祉センターやその他の福祉施設を福祉避難所として指定し、要配慮者等の受け入れ体制の整備を行う。
- (5) 多人数の避難に供する施設の施設管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。

## 5 飼育ペット対策

災害発生時には、飼い主が全責任を負うことを前提とし、飼い主が飼育しているペットを同行し避難場所まで安全に避難することが原則である。そのため、ペット対策については、避難所運営マニュアルを活用し、避難所運営訓練の実施を行い、事前に対応を検討しておくよう意識啓発を図る。

## 第5 応急仮設住宅の建設予定地

災害により、被災者等に対して住宅を建設する必要がある場合に備え、応急仮設住宅建設の予定地を定めておく。

\*応急仮設住宅建設予定地は資料編 23 頁参照

## 第6 応急危険度判定体制の整備

### 1 被災建築物応急危険度判定体制の整備及び普及啓発

市は、応急危険度判定の実施主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備など、実施体制の整備に努めるとともに、大阪府及び建築関係団体との連携のもとに、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

### 2 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、大阪府と連携、協力し、被災宅地危険度判定士の要請・登録を推進するとともに、判定士の受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

### 3 斜面判定制度の普及啓発

市は、大阪府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会と協力し、住民に対して斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 第7 避難所生活の中・長期化に対応する環境整備

- (1) 非常用電源設備の整備、強化に取り組む。
- (2) 二次被害の防止対策の推進を図る。
- (3) 被災者の健康管理、衛生管理体制の整備を図る。
- (4) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点の導入を図る。
- (5) 女性や子育てに配慮した避難所設計の促進を図る。

## 第5節 災害応急対策実施のための事前対策

### 第1 給水体制の整備

災害時に、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、併せて必要最小限の生活用水を確保し、市民に配給する応急給水体制の整備を図る。

また、災害時における市水道施設の応急復旧工事への協力を要請するために、水道工事業協同組合等との間で、協力要請の方法、動員可能な人員の把握の方法、書類の交換等の細目にわたって取り決めができるよう検討していく。

本市の給水体制は次のとおりである。

上水道施設の状況

事業主体名	計画給水人口	給水区域内 現在人口	現在給水人口	原水の種類	現在施設公称 能力
阪南市 上水道事業	74,000 人	57,207 人	57,175 人	受水	38,000m <sup>3</sup> /日

(平成26年4月1日現在)

#### 1 整備目標

災害時の給水量を次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制の確立を図る。

災害発生から（目標）		
3 日間	3 リットル／人	生命維持用水
7 日目	3～20 リットル／人	簡単な炊事等
14 日目	20～100 リットル／人	3日に一度の風呂、洗濯
28 日目	100～250 リットル／人	災害前とほぼ同水準

#### 2 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、資機材の整備・充実を図る。

断水地域へは、運搬給水を実施するとともに、使用可能な配水管への仮設給水栓の設置や大阪広域水道企業団のあんしん給水栓（14箇所）を利用して給水を行う。

#### 3 協力体制の整備

市民及び自治会等に対し、貯水及び給水に関する指導を行い、災害時給水活動の担い手として積極的な協力を得られるようにする。

また、指定給水装置工事事業者及び輸送業者等の組織に対し、災害時給水のため、協力体制の確立を図る。



## 第2 食料・生活必需品等供給体制の整備

災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、食料・生活物資等の充実を図るとともに、備蓄庫の整備を行う。ただし、災害救助法が適用された場合を想定し、大阪府と十分な協議・調整の上、整備を図る。

また、災害時における物品等の調達に関して、農業団体、商工団体等との間で、協力要請の方法、調達可能な物品の把握の方法等について検討していく。

市は大阪府の重要物資の備蓄等の考え方を参考とし、以下の目標量を設定している。

### 1 重要物資確保の基準について

#### (1) アルファ化米等

避難所生活者数の1食分を大阪府及び市町村がそれぞれ備蓄

#### (2) 高齢者用食

避難所生活者数(要援護高齢者等)の1食分を大阪府及び市町村がそれぞれ備蓄

(人口比2%で算出)

#### (3) 粉ミルク

避難所生活者数(乳児)の1日分を大阪府及び市町村がそれぞれ備蓄

(人口比1.5%、人工授乳率70%で算出)

#### (4) 哺乳瓶

避難所生活者数(乳児)分を市町村が備蓄、大阪府は予備分を備蓄

(人口比1.5%、人工授乳率70%で算出)

#### (5) 毛布

避難所生活者のうち避難行動要支援者分(子ども、高齢者等)(人口比30%)を市町村が、その他を大阪府がそれぞれ備蓄

#### (6) おむつ

避難所生活者数(乳児)の1日分を大阪府及び市町村がそれぞれ備蓄

(人口比3%、1日5個で算出)

#### (7) 生理用品

避難所生活者数(女性)の1日分を大阪府及び市町村がそれぞれ備蓄(幼児、高齢者を除いた人口(人口比65%)のうち女性(人口比51%)、1日5個で算出)

#### (8) 簡易トイレ

避難所生活者100人に1基を市町村(ボックス型)が備蓄、大阪府は組立型を500人に1基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に1基を確保

\*重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量は資料編24頁参照

### 2 その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

#### (1) 精米、即席麺などの主食

- (2) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (3) 被服（肌着等）
- (4) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (5) 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (6) 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- (7) 医薬品等（常備薬、救急セット）
- (8) 女性、乳幼児等の日常生活用品（生理用品、おむつ等）
- (9) 要援護高齢者・障がい者用介護機器、補装具、日常生活用具（車いす、トイレ、盲人用  
つえ、補聴器、点字器等）
- (10) 棺桶、遺体袋など

### 第3 医療・救護体制の整備

市は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備・隊員・市民の指導育成に努めるとともに、災害時の救護班の編成・活動について、泉佐野泉南医師会等の協力を求め、医療団体組織の内規等によって、救護班の編成方法、団体内の連絡方法、活動内容、患者の受入、書類の交換等の細目にわたって、取り決めができるよう検討する。また、医療品等の調達先及び備蓄について検討する。

また、市は、大阪府泉佐野保健所内に地域災害医療本部（本部長：泉佐野保健所長）が設置された場合は連携・協力する。

#### 1 災害医療

医療救護活動は、災害のために医療機関等が混乱し、被災した市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。死亡者を1人でも少なくすることを目標に、以下の点に留意し、すべての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

##### (1) 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次治療を、医療班等が「救護所」において実施する。

##### ア 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

##### (ア) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、医療班を編成し、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置や、トリアージ等を行う。

##### (イ) 医療救護所での臨時診療活動

避難所等に併設される救護所（医療救護所）では、主に、軽症患者の医療や被災市民等の健康管理を行う。

##### イ 時間的経過に伴う変化への対応

災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

##### (2) 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）すべての医療機関で実施する。

ア 災害が甚大で負傷者が多いときは、管内の医療機関は初期において現地医療活動を行うが、これを管外応援に切り替え、後方医療活動を優先する。

イ 広域搬送の可能な患者は、できるだけ早く被災地以外の医療機関へ搬送し、治療する。

- ウ 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（大阪府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- エ 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

## 2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、大阪府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

### (1) 広域災害・緊急医療情報システム

災害時の医療情報を迅速にかつ的確に把握し、発信できるようにするため、大阪府医療機関情報システムの活用を図る。

### (2) 連絡体制の整備

ア 災害時の連絡・調整、医療班の受入れ及び救護所への配置・調整等は、阪南市民病院において行うものとし、情報内容、情報収集提供等の詳細は院内であらかじめ定めておくものとする。

イ 市は大阪府とともに情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

### (3) 医療情報通信体制の整備

泉州南消防組合、病院・医師会等の相互の情報通信機能を確保し、受入れ可能病床数等の医療情報を常時把握できるよう体制を整備する。

### (4) その他

ア 市は、医療班との情報連絡手段として、災害時優先電話回線、防災行政無線等を確保する。

イ 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

## 3 現地医療体制の整備

市は、大阪府及び医療関係機関と相互に連携して、救護所において応急処置等を行う現地医療体制を整備する。

### (1) 医療班の種類と編成

大阪府、市及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療班を構成する。

#### ア 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院が派遣する救急医療従事者で医療班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

#### イ 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(2) 医療班の編成基準等

災害による多数の死傷者の発生に備えて、医師会等の医療関係機関の協力のもと救急医療体制の確立に努める。

- ア 医療班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等
- イ 救護所の設置場所、設置基準、運営方法等
- ウ 医師会に協力を依頼し、医療班編成基準の詳細を定め、または調整する。
- エ 医療班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制を整備する。

(3) 医療班の編成及び班員の集合場所

ア 市は、阪南市民病院及び泉佐野泉南医師会等の協力を得て次のような医療班（3 班集体）を編成する。

医療班	{	医師	1
		看護師	2
		補助員	1

イ 医療班の参集場所は、保健センターとする。ただし、災害対策本部からの指示がある場合にはそれに従う。

(4) 救護所の設置場所

救護所の設置は、次の場所を想定する。

- ア 開設した避難所（小中高校の保健室含む。）
- イ 広域避難地
- ウ 必要に応じて次の施設を設置場所とする。
  - (7) 未開設の指定避難所
  - (イ) 保健所、医院等
  - (ロ) 被害の状況により必要な地区の公民館、公共施設等
  - (エ) 総合病院や外科医院の直近（特に大規模災害の場合）
  - (オ) その他必要と認められる場所

(5) 協力体制の整備

大規模災害で、市内の医療機関で対応しきれない場合を想定し、日本赤十字社、大阪府、その他関係機関と救護所を含めた救護医療体制をあらかじめ調整しておくものとする。

4 後方医療体制の整備

市及び大阪府は、後方医療体制を充実させるため、機能別・地域別の災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

(1) 市災害医療センターの整備

阪南市民病院を阪南市災害医療センターと定め、次の活動を行う。

- ア 市の医療活動の拠点としての患者の受入れ
- イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療関係機関間の調整

(2) 大阪府災害医療機関の整備

前項のほか、大阪府は、府域に災害拠点医療機関を次のように設定し、災害時のために広域医療体制を整備する。

ア 災害拠点病院

(7) 基幹災害医療センター

地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。平常時においては、災害医療の研修機能を有する。

(1) 地域災害医療センター

- a 24 時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲火傷等の災害時に多発する緊急患者の受入れと高度医療の提供
- b 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- c 地域の医療機関のため、応急用医薬品及び医療用資機材の備蓄及び貸出し等による支援
- d 自己完結型の医療班の派遣
- e 広域患者搬送への対応

イ 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児疾患、精神疾患等、専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- (7) 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- (1) 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- (ウ) 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- (エ) 疾病に関する情報の収集及び提供

5 病院防災マニュアルの作成

すべての医療機関は、防災体制や災害時の応急対策等を盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

6 医薬品等の確保体制の整備

市は、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部とともに、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備

市は、大阪府と協力して、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備する。

ア 災害拠点病院等での備蓄

- (7) 災害拠点病院
- (1) 特定診療災害医療センター
- (ウ) 阪南市災害医療センター

イ 卸業者による備蓄

ウ 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

エ 泉南薬剤師会との災害協定締結による備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

7 患者等搬送体制の確立

市は、大阪府と協力して、災害時における患者、医療班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市は、大阪府と協力して、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府救急医療情報システムの受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 医療班の搬送

市は、大阪府及び医療関係機関と協力し、救護所等における医療救護活動を行うための医療班の派遣手段・方法を確立する。

8 個別疾病対策

市は、大阪府とともに専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

9 関係機関協力体制の確立

(1) 地域医療連携の推進

市は、泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議等を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施等、地域の実情に応じた災害時医療体制を確立する。

10 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 災害医療に関する研修

市は、基幹災害医療センターが実施する、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病、治療等についての研修会への参加を推進する。

(2) 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年一回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市は、大阪府及び災害医療関係機関等と協力して、地域の関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

## 第4 緊急輸送体制の整備

市は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

### 1 陸上輸送体制の整備

#### (1) 緊急交通路の選定

市は、大阪府とともに警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として、大阪府は広域緊急交通路を選定し、市は地域緊急交通路を選定する。

##### ア 広域緊急交通路（大阪府選定）

(ア) 府県間を連結する主要な道路

(イ) 大阪府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路

(ウ) 各府民センタービル、市庁舎・市の輸送拠点等を連絡する主要な道路

##### イ 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市が選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター及び各防災拠点等との連絡を確保する道路

\*広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表は資料編 25 頁参照

#### (2) 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

#### (3) 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

#### (4) 緊急交通路の周知

市は、警察及び道路管理者とともに、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

#### (5) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急交通路を確保するため、必要に応じて、道路管理者は車両の運転者等に対して移動を命令することができ、運転者が不在の場合は、自ら車両の移動を行うことができる。

また、都道府県公安委員会は、必要に応じて道路管理者に対する放置車両等の移動等の要請を行うことができる。

### 2 航空輸送体制の整備

市及び関係機関は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの選定を行い、その管理運営に努める。

市は、救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活用して応急対策



活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートとして以下を選定基準とする。

(1) 選定基準

- ア 地盤は堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）
- イ 地面斜度 6 度以内のこと
- ウ 離着陸（発着）のための必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限の地積】

- (ア) 大型ヘリコプター：100m 四方の地積
  - (イ) 中型ヘリコプター：50m 四方の地積
  - (ウ) 小型ヘリコプター：30m 四方の地積
- エ 二方向以上からの離着陸が可能であること
  - オ 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと
  - カ 車両等の進入路があること
  - キ 林野火災における空中消火基地の場合
    - (ア) 水利、水源に近いこと
    - (イ) 複数の駐機が可能なこと
    - (ウ) 補給基地が設けられること
    - (エ) 気流が安定していること
- なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること
- ク 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流しまたは旗を立てること
    - これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること
  - ケ 着陸点にはHを表示すること
  - コ 状況により消火設備、証明設備、補給設備等を整備すること

(2) 大阪府への報告

市は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合、または、報告事項を変更（廃止）した場合は、略図を添付の上、大阪府に次の事項を報告する。

- ア ヘリポート番号
- イ 所在地及び名称
- ウ 施設等の管理者及び電話番号
- エ 発着場面積
- オ 付近の障害物の状況
- カ 離着陸可能な機数

(3) 災害時用臨時ヘリポートの管理等

- ア 市は、選定したヘリポートの管理について、平素から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。
- イ ヘリポートへのアクセス道路については、偶発災害発生に備えて、不法駐車を排除するなど交通取り締まりの強化を泉南警察署に依頼し通行の確保に努める。
- ウ 通信機器の必要なもの、複数機の離着陸等のため、航空管制が必要なものについて

は、あらかじめそれらの所有者と協議を行うこととする。

(4) 高度医療施設のヘリポート

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び緊急活動にヘリコプターを有効利用するために、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

(5) ヘリコプターなどの航空機への情報表示の設置（ランドマーク）

災害発生時における、ヘリコプターなどによる状況収集活動や避難物資の搬送などの際に、上空から位置状況の確認支援のため、市庁舎や学校施設などの屋上に、施設名や方位などを表示するよう検討していく。

鳥取中学校の上空写真



3 海上輸送体制の整備

- (1) 漁港等の管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を整備する。
- (2) 災害発生後直ちに港湾・漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

4 輸送手段の確保体制

市及び関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送等による人員、物資の輸送手段を確保するための体制や、災害時における運用の手順を整理する。

(1) 車両、航空機、船舶の把握等

ア 市及び関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の数量の把握に努めるとともに、運用方法等必要な事項をあらかじめ計画する。

イ 市は、市保有の車両で、必要なものは泉南警察署に緊急通行車両事前届出を行い、確保するとともに関係機関と協定または協力関係を確立し、車両、航空機、船舶等の確保に努める。

\*緊急車両通行車両事前届出は資料編 66 頁参照

## (2) 調達体制の整備

市は、災害時の輸送能力を確保するため、車両、船舶等について、あらかじめ民間事業者との連携に努める。

## 5 交通規制・管制の整備

## (1) 大阪府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

\*緊急通行車両事前届出済証は資料編67頁参照

## (2) 大阪府警察（泉南警察署）

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

## ア 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

## イ 災害に強い交通安全施設の整備

(ア) 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

(イ) 災害時の信号制御システム等の整備

(ウ) 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

## (3) 道路管理者

災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な措置をとる。

## (4) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）

湾内及び港の周辺海域における海上交通の安全を確保するために必要な資機材、船舶、航空機、要員の確保に努める。

## (5) 阪南市

ア 市は、大阪府と協力し、大阪府警察が行う交通規制・管制の場合に備え、交通規制・管制が円滑に行われるための協力体制及び市民への周知体制を整備する。

イ 市長が指示する交通規制の場合について、大阪府、大阪府公安委員会、大阪府警察との連携関係について十分な調整を図っておくものとする。

ウ 災害時に災害応急対策のための必要な車両は、泉南警察署に緊急通行車両事前届出を行う。

## 6 道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材の配備を検討する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

## 7 物流企業等との協力体制の構築

### (1) 輸送体制構築に向けた計画作成

物流企業等の協力によるロジスティックスシステムの構築など、効果的な輸送体制構築に向けた計画の作成を行う。

### (2) 物流企業等の協力による入庫・在庫管理

円滑に緊急物資等の供給などを実施するため、物流企業等との協力のもと、全国から送られてくる緊急物資等の入庫・在庫管理の仕組みを構築する。

また、被害状況に応じては、物流企業との災害時の協定により、物流企業所有の倉庫等を物資拠点として活用することも検討する。

## 第5 ごみ・し尿処理体制の整備

市は、関係機関の協力のもと、災害により発生するごみ及びし尿の迅速かつ適切な収集・処理のため、事前にごみ・し尿の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化と人心の安定を図る。

### 1 ごみ処理体制の整備

災害後に、市民から多数寄せられるごみ処理要請に的確かつ効率良く対処するため、あらかじめ必要な体制の検討を図る。

\*清掃関係施設及び車両一覧表は資料編 34 頁参照

### 2 し尿処理体制の整備

災害により下水道施設等の機能が停止した場合や避難所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の検討を図る。

- (1) 災害時用仮設トイレの整備
- (2) 素掘用資機材の整備
- (3) 搬送体制の確立
- (4) 処理方法の検討

## 第6 応急教育対策

学校その他文教関係施設における学童・生徒の保護安全のため、施設の保安管理や防災教育及び避難訓練の実施等に努める。

学校施設等一覧表

区 分	学 校 数
府立高校	1
市立中学校	5
市立小学校	11 (内1校は分校)
市立幼稚園	4
市立保育所	3

(平成26年4月1日現在)

## 1 文教施設の保全管理

文教施設の管理者は、常にその施設の保全管理に努める。

## (1) 職員等の分担・配置

施設の補強・補修等(台風時における準備作業等)が迅速かつ的確に実施できるように、職員の任務分担の配置を定める。

## (2) 施設の点検整備

平時から施設の点検・調査を実施し、危険箇所または不備施設の早期発見に努め、補修・補強あるいは整備に当たる。

## 第7 文化財災害予防対策

文化財は貴重な国民的財産であり、保護・保全には十分な配慮が必要である。その防災業務の実施にあたっては、災害予防対策に重点を置き、防災施設、消防用設備等の整備、現地視察と指導の実施並びに所有者及び管理者への保護の啓発等の施策を行う。

\*指定文化財一覧は資料編 26 頁参照

### 1 施設等の整備

国、大阪府、市、消防機関、文化財の所有者及び管理者は、次のような防災対策上の施設整備等を行う。

なお、整備に多額の費用が必要な場合は、国府費補助の処置を図る。

#### (1) 火災対策

- ア 警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器）
- イ 消火設備（消火器、屋外消火栓設備）
- ウ 防火設備（防火壁、保存収蔵庫、防火水槽）
- エ 周辺環境（防火帯、消防道路、消火栓）
- オ 火気の使用制限（禁煙区域の指定）

#### (2) 落雷対策

避雷針の設置

#### (3) その他の対策

- ア 環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）
- イ 薬剤処理（防虫予防）
- ウ 施設の委託保管
- エ 防災施設、消防用設備等の点検整備

### 2 視察等による指導

生涯学習推進室は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回視察等を行い、防災上必要な勧告・助言・指導を実施する。

### 3 訓練及び保護の啓発

- (1) 泉州南消防組合は、文化財について消防訓練または図上訓練を随時実施する。
- (2) 文化財保護強調週間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者等、市民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護の啓発を行う。
- (3) 防火管理者等に対し、研修会や講演会等を通じて、防火管理体制の確立及びその適切な運用を指導する。
- (4) 自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成を図る。

### 4 防災関係機関との協力

平常時から消防・警察その他防災関係機関等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

## 第6節 ライフライン確保体制の整備

ライフライン事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

### 第1 上水道

市は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況を的確に把握するためのシステムの整備
- (2) 応急復旧マニュアルの整備
- (3) 管路図等の管理体制の整備

#### 2 災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保を行う。

#### 3 協力応援体制の整備

- (1) 迅速かつ適切な応急対策を実施するため、「大阪広域水道震災対策相互応援協定書」に基づき相互応援体制を整える。
- (2) 隣接市町水道事業者との協定による水道緊急連絡管の拡大を図る等、相互応援体制の確立に努める。

## 第2 下水道

市は、災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

### 2 災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保を行う。

### 3 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府及び市町村等との協力応援体制を整備する。
- (2) 大阪府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づく、近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国・他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

## 第3 電力

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

### 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の向上を図るため、計画的に防災訓練を実施する。



#### 4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

### 第4 ガス

災害発生時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急ガス供給停止システムを強化する。
  - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
  - イ 基準値以下の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、情報連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去など復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
  - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
  - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

#### 2 災害対策用資機材及び整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。

- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の向上を図るため、市などが計画する防災訓練に参加する。

### 4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

## 第5 電気通信

電気通信事業者は、災害時における電気通信設備または回線の故障に対して、迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

広範な地域において被害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期すため、関連事業者等を含めた全国的規模による応援体制を編成し、応急復旧用資機材の確保と輸送体制を確立し、運用する。

### 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 復旧用資機材の確保に努め、機器並びに車両等を分散配備する。
- (2) 資機材の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。
- (3) 災害対策用資機材について、常にその数量を把握し、必要な整備点検を行う。

### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の向上を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

### 4 協力応援体制の整備

他のライフライン事業者と協調し、防災対策に努めるほか、関連事業者と要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

## 第6 市民への広報

各ライフライン事業者は、それぞれの災害時の対応について広報活動を実施し、市民の防災意識の向上を図る。

- 1 市及び大阪府は、飲料水の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力(株)並びにガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項について広報する。
- 3 西日本電信電話(株)等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害時の注意事項について広報する。

## 第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、大阪府が策定した地震防災対策特別措置法に定める第4次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

本市においても、地震防災対策の強化を図るため、第4次地震防災緊急事業五箇年計画を推進する。

### ●第4次地震防災緊急事業五箇年計画

#### 1 計画期間

平成23年度～平成27年度

#### 2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設または漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を收容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- (9) 公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- (10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- (11) (7)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、または軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設または河川管理施設
- (13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害が発生した時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設または設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、プール、自家発電設備その他の施設または設備

- (17) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備または資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (20) (1)～(19)に掲げるもののほか、地震防災緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

### 3 地震防災上必要なため池の整備

市は、大阪府をはじめ防災関係機関等と協力し、避難路、緊急輸送路として必要な道路の確保または人家の地震防災上、改修等が必要なため池を計画的に整備するものとする。